イ）次の１）の要件を満たす（可動）堰、水門又は閘門のゲート製作及び設置工事。

１）最大径間長が５m以上であること。

② 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、【水門躯体】【22工区（護岸）】を担当する者にあっては、平成17年度以降に元請けとしての施工実績を有する者であること。また、港湾土木工事に係る客観点が1,150点以上のものであること。

・防波堤、岸壁（物揚場を含む）、護岸、離岸堤又は突堤における長さ10m／本以上の鋼杭又は鋼矢板打設工事。

③ 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、【水門設備】及び詳細設計を担当する者にあっては、平成17年度以降に元請けとしての施工実績を有する者であること。また、港湾等鋼構造物工事に係る客観点が1,100点以上のものであること。

・次の１）の要件を満たす（可動）堰、水門又は閘門のゲート製作及び設置工事。

１）最大径間長が５m以上であること。

④ 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成17年度以降に元請けとして、次のア）及びイ）の両方の施工実績を有する者であること。なお、ア）及びイ）の施工実績については別件工事でも構わない。

ア）防波堤、岸壁（物揚場を含む）、護岸、離岸堤又は突堤における長さ10m／本以上の鋼杭又は鋼矢板打設工事。

イ）次の１）の要件を満たす（可動）堰、水門又は閘門のゲート製作及び設置工事。

１）最大径間長が５m以上であること。

さらに、他の構成員は、平成17年度以降に元請けとして、次のウ）又はエ）のいずれかの施工実績を有する者であること。

ウ）防波堤、岸壁（物揚場を含む）、護岸、離岸堤又は突堤における長さ10m／本以上の鋼杭又は鋼矢板打設工事。

エ）次の１）の要件を満たす（可動）堰、水門又は閘門のゲート製作及び設置工事。

１）最大径間長が５m以上であること。

なお、①、②、③及び④において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸ 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本工事で申請できる配置予定技術者は１名とする。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が、平成17年度以降に、次のア）及びイ）の両方の同種工事の元請としての施工経験を有する者であること。なお、ア）及びイ）の施工経験については別件工事でも構わない。

ア）鋼杭又は鋼矢板打設工事。

イ）（可動）堰、水門又は閘門のゲート製作及び設置工事。

③ 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、【水門躯体】【22工区（護岸）】を担当する者にあっては、平成17年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

・鋼杭又は鋼矢板打設工事。

④ 異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、【水門設備】を担当する者にあっては、平成17年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

・（可動）堰、水門又は閘門のゲート製作及び設置工事。

⑤ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②、③及び④において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

⑹ 詳細設計の実施にあたっては、次に掲げるいずれかの資格を有する設計技術者を当該設計に配置できること。

なお、設計技術者とは「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める管理技術者及び照査技術者をいい、設計技術者は、監理技術者又は主任技術者と兼務することができるが、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

・技術士（総合技術監理部門（建設科目）又は建設部門）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

また、詳細設計を別途コンサルタントに発注する場合も同様とする。ただし、この場合、九州地方整備局（港湾空港関係）の有資格者（建設コンサルタント等業務）より選定するものとする。

⑺ 配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満たしている者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

また、本工事で申請できる技術指導者は１名とする。

① ⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

② 本工事における主任（監理）技術者として専任を要する期間中に他の工事に技術者として従事していないものであること。

③ 専任で配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

また、配置予定の主任（監理）技術者（技術指導者を配置する場合は、当該技術指導者を含む）は、２⑸（又は２⑹）に掲げる基準を満たす他の技術者に変更することができる。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑼ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑽ 本工事に係る技術提案の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案を提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

以上のとおり、提出された技術提案又は施工計画（標準案）が適正であること。

⑾ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑿ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⒀ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁ 本工事における情報保全に係る施工体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を発注者に提出し、入札書の提出期限までにその同意を得ていること。